

○しまね観光立県条例

平成20年3月21日
島根県条例第28号

しまね観光立県条例をここに公布する。

しまね観光立県条例

島根県の魅力は、自然美と時空を超えた営みの蓄積である。

豊かな自然と神々の時代から連綿と受け継がれてきた営みが放つ輝きは、県民共有の「至宝」であり、我が国の大きな財産でもある。

私たちは、住む人と訪れる人がともに笑顔で交わることのできる空間を創り、育み、未来に伝えることを決意した。

ここに観光立県を宣し、行政と県民が協働し、ともに着実な歩みを進めることを誓う。

(目的)

第1条 この条例は、観光を本県の主要な産業として位置づけ、県民との協働による観光立県の実現を図るため、本県の豊かな地域資源を活用した魅力ある島根をまるごと満喫できる観光地づくりを推進するとともに、住む人と訪れる人との心が触れ合う交流を促進し、もって県民が誇れる地域づくりと、県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するために次に掲げる責務を果たすものとする。

- (1) 県民が観光立県にふさわしい役割を担うための情報及び学習機会の提供を行うこと。
- (2) 他県、市町村等との連携など、広域観光の取組を促進すること。
- (3) 観光資源の発掘を支援すること。
- (4) 観光振興のための基盤整備を行うこと。

(県民の役割)

第3条 県民は、本県を訪れる人が心地よい時間と空間を感じることができるよう、温かい心で迎えるとともに、地域の文化、歴史、自然などの魅力を守り、育みながら後世に伝えるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。